

○ デジタル庁
告示第二十一号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	七十三 主務省令第五十七條第十九号に掲げる事務 同号イに掲げる情報
改正前	七十三 主務省令第五十七條第十八号に掲げる事務 同号イに掲げる情報

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。